

二十八宿の傳來を論ず

理學博士 新城新藏

一、序説

二、古代に於ける觀象授時。

三、支那に於ける二十八宿。四、朔。

五、印度、アラビヤ、及其他に於ける二十八宿。

六、相互比較。

七、結論。

一、序説

二十八宿は黃赤道方面を二十八の不等なる部分に區分したもので、殆んど相類似せる區分法が支那、印度、アラビヤ、ペルシヤ等に古くから存在して居るが、其の區分法の相類似せる状態から見れば、決して別々に案出されたものではなく、全く共通の源から發して是等の國々に傳はつたもの

であることは疑もない。予は數年前、支那に於ける二十八宿の發達を調査して、其結果を大正二年九月の藝文誌上に發表したが、此頃又々此問題を攻究し、支那、印度及西方諸國に於ける二十八宿の關係に就て少しく會得した所があると思はるので、これを陳述して大方の批評を仰ぎたいと思ふ。

本問題の研究に就ては、文科の諸教授殊に狩野内藤、柳三教授の高教を煩はした點が少くない。爰に謹で謝意を表する。

二、古代に於ける觀象授時

一年四季の變化は古代人民の日常生活には頗る重大なる關係を有して居つたもので、従つて適當

なる方法にて天象を觀測し、成るべく精確に季節の變化を豫知して、適當なる作業の時を民に授くると云ふことは、何れの國の古代に於ても、政治の主なる部分をなして居つた様である。今日の我々は、一年の長さは三六五・二四二二日なることを知り、それに適應せる如く定めたるグレゴリオ太陽曆を用ひて居るが故に、四季の變化は年々同一の曆日に繰返へし、一日以上の差を生ずることなく、自からにして季節を知ることが出来るのであるが、古代に於て一年の長さが精確に知れて居ない時代には、季節を正しく知ると云ふことは可なり困難な仕事であつたことゝ思はれる。殊に時の長さの中間區分として、月の盈蝕による一ヶ月を用ひ、所謂太陰曆を採用して居るがために、曆日と季節とを調和するために時々閏月を挿入しなければならぬのであるが、十九年の日數が約六九四〇日に當り丁度二三五月に等しく、従つて十

九年間に七閏を置けば季節が正しく同じ曆日に復すると云ふことは、比較的後世に至つて始めて知れたことで、支那では史記の曆書に始めて書いてある。思ふに紀元前百年頃に至りて漸く知れたものであらう。其以前は何等かの方法にて年々天象を視て、季節に合はず様に適宜閏月を挿入したもので、この閏月挿入法には頗る苦心したものらしい。春秋時代にも季節の差が一ヶ月乃至二ヶ月に及んだ實例が尠くない。

一體四季の變化の起るのは、正午に於ける太陽の高さが變ずるためであるが、我々から見たる太陽の方向は、天の恒星に對して南北に移動すると同時に、西から東へ移動するので、春分の時に赤道の上であり、それから東へ一日に約一度宛の割合にて移ると共に次第に北へ移り、夏至の時に、春分點の東へ九十度、北へ二十三度半に至り、それより回歸して、秋分の時に、春分點より東百八十

度の所にて赤道を横ぎり、冬至には、春分點より東二百七十度にて南へ二十三度半まで下り、更に上りて春分點に至り、一年間にて丁度天を一周するのである。恒星に對して太陽の方向の移動を知れば、直ちに其時の季節を知ることが出来るのであるが、太陽の位置の移動の中、南北に於ける移動は、季節の變化を起さしむる眞原因ではあるが其移動の範圍は南北二十三度半宛の間で、比較的小さい。西から東への移動は、直接に季節變化の原因ではないが、南北の移動に伴ふもので、其範圍は一年間で三百六十度であるから比較的大きい。

太陽の附近は太陽の光に蔽はれて、恒星を見る事が出来ないので、恒星間に於ける太陽の位置を直接に觀測することは頗る困難であるが、間接に其位置を知らんがために古代から種々の方法を用ひて居る。其主もなるものを擧ぐれば凡そ次の

如くである。

(一)日没のすぐ後、又は日出のすぐ前に於ける著しき星の位置を觀ること。

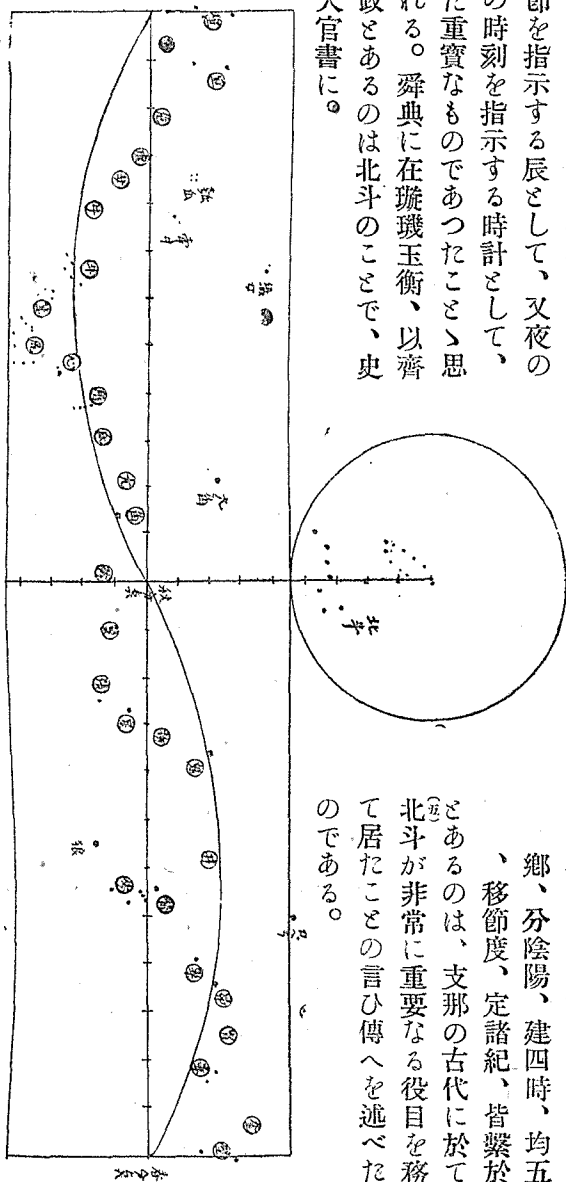
例へば支那の古代に於ては、堯舜以前から、初昏に火の南中する節を以て夏とし、參の東方に見ゆる節を以て冬として居つたことは、左傳に見ゆる説話に依て明かであり、堯典に見ゆる鳥、火、虛、昴の四中星は、初昏に是等の星の南中する節を以て春夏秋冬を定むるの用に供したものである。埃及の古代にては且にシリ阿斯(天狼星)の東方に見ね始むる節を以て、ナイル河の洪水の來るべき季節(夏至の頃)として年の始めとなし、バビロンにては且にカペラの見ゆる節を以て年の始めとして居つた様である。

(二)日没のすぐ後に北斗柄の方向を觀ること。

これは支那の古代に於て用ひられた方法である。紀元前三千年から二千年頃には、北斗は頗る北極

に近く、従つて決して地下に没することなく常に北方の空に懸つて居た筈であるから、北斗は一年の季節を指示する辰として、又夜の間の時刻を指示する時計として、甚だ重寶なものであつたことゝ思はれる。舜典に在璇璣玉衡、以齊七政とあるのは北斗のことで、史記天官書に。

(第一圖)



北斗七星、所謂璇璣玉衡、以齊七政中略
 斗爲帝車、運於中央、臨制四鄉、分陰陽、建四時、均五行、移節度、定諸紀、皆繫於斗、
 であるのは、支那の古代に於て、北斗が非常に重要な役目を務めて居たことの言ひ傳へを述べたものである。

(三)月を媒介物として太陽の位置を推定すること。
 月と太陽とが、其東西の經度相合したる時を朔と云ふ。朔の時の月は無論見ないが、三日月に見始めてから後の月が恒星に對して其位置を變ずる状態を觀測し、それから溯つて朔の時に於ける月の位置を推定することが出来れば、即ち太陽の東西の位置を知ることが出来る筈で、つまり月を媒介物にして間接に太陽の位置を知ることが出来るのである。これがためには、恒星の天に對して月が如何様に移り行くかを詳しく吟味する必要がある。月は恒星に對しては次第に西から東へ運動し、二七・三日で天を一周し、再びもとの恒星の所へもどるので、この期間を恒星月と稱へる。黃道方面の天に、著しき星を目印として、西から東へ二十七又は二十八の標準點を設けたのは、全く恒星に對する月の運動を吟味するためで、溯つて朔に於ける日月の位置を知らんがために外ならぬの

である。太陽に對して朔の位置から、盈蝕の一循環を経て再びもとの朔に復するまでの期間を太陽月と稱へれば、太陽月はその間に太陽が約三十度ほど東へ移つて居るがために、それだけ恒星月より長く、二九・五三日である。この太陽月即ち盈蝕の一循環は普通に用ひられて居る一ヶ月で、古代に於ては誠に自然的な時の區分であるが、恒星月に應ずる二十八宿區分法はそれとは全く別物である。

(四)地面に垂直なる棒を立て(土圭)、正午の時の影の長さを測ること。

影の長さの最も長き時は即ち太陽の最も低き時で冬至に當るのであるが、この方法にて冬至を定むることは支那の古代ではあまり精確ではなく、二三日の前後は免れなかつた様である。

(五)直接太陽の位置を指示するためには、黃道方面を十二に等分する。例へばバビロン、埃及、ギリ

シヤ等にては十二宮に分ち、支那では十二次に分つて居る。但しかゝる區分は太陽の位置を指示するためのもので、直接に觀測する方法ではない。なほ注意すべきことは、十二宮も十二次も等分法であることである。等分法は不等區分法より後に發達したものと見ることは自然であるが、逆に等分法から不等區分法が生れたとは考へにくい。

以上列記したる觀象法及指示法が、古代に於て發達したる順序は、國によりて必ずしも同一ではないであらうが、支那に於ては(一)(二)は堯典舜典に見ゆるが故に、少くとも紀元前二千三百年以上の古代から用ひられて居つたもので、なほ紀元前千百年殷末周初頃の天文事項を記載せる夏小正にも見ゆるを以て見れば、周初頃までは實際に用ひられて居つた方法である。然るに(一)は不精確で、漸次進み來りたる時代に應ずるには不充分であり、(二)は歲差の現象のために、北斗が次第に

北極より離れ、周初頃には其觀測が既に可なり不便になつて來たので、是等に代るものとして(三)の方法が用ひられたものであらう。次節に述ぶるが如く二十八宿の存在は、ほゞ周初頃までは記録の上にて追跡が出來る様である。尤も(一)(二)と(三)とは或時期の間は併用されたものと見るのが至當であらう。(四)(五)は思ふに春秋の中頃以後に相伴ふて用ひられたものであらう。

(一)左傳昭公元年子產の説話

(二)藝文第四年第五號拙稿支那上代の曆法

(三)ギンツェル曆法學第一卷

(四)英國王立天文學會月報一八七九年セイス——バビロンの

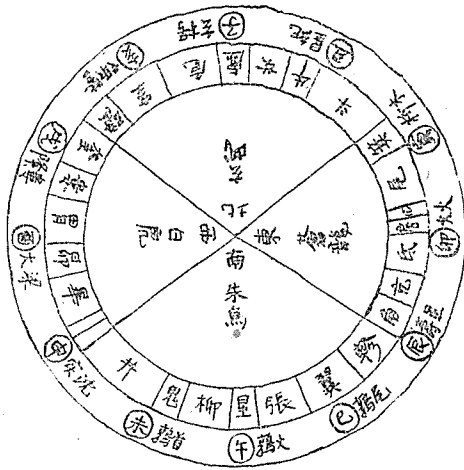
天文に就て

(五)藝文前掲

三、支那に於ける二十八宿

二十八宿は黃赤道方面の周天を二十八の不等なる部分に區分したものであるが、同じ方面を又四

陸、十二辰、十二次等に分つて居る。是等四種の區分法の相互の關係は次の如くである。



(圖 二 第)

二十八宿の各宿の初點は、多くは著しき星を標準點としたもので、従つて二十八宿の位置は正しく黄道の上にはなく、其南北に出入し又其廣狭も

頗る不齊である。初點間の距離を赤道上天にて計れるものを二十八宿の相距と稱へ、淮南子及漢書以下代々の曆志に記載してあるが、年代によりて相距の値に少し宛の差のあるのは、歳差の現象のため自然に生じたもので、二十八宿の位置は淮南子以後は今日に至るまで、大體に於て異動なく其まゝを傳へて居る様である。

十二次は一年の季節に應ずる太陽の所在を示さんがために、黄道の周天を十二に等分したものでバビロン、ギリシヤ方面の黄道十二宮と同様のものである。歳差の理によりて、長年月の間には二十八宿に對して漸次に前進すべき筈であるが、周漢時代にはまだ歳差の理を知らなかつたので、十二次と二十八宿とは一定不變の關係を有し、共に天に附着して動かざるものと考へて居つたのである。

四陸及十二辰は地上に於けるが如き方位を天に

附したもので、冬至に太陽の在る位置を北若くは子とし、十二辰の順序は晝夜の運動の如く東から西に向ひ、日月五星の運動、従つて十二宮の順序とは正反對に廻るのは特に注意すべきことであつて、この十二辰の逆轉は、斗柄の方向によりて季節を定めた時代からの遺物であらうと思はれる。

二十八宿の名稱、位置、廣狹、宿の數、起首點、四陸十二辰十二次區分法との關係等の各條項に就き一々に吟味することは、藝文第四卷第九號に掲げた舊稿二十八宿論に譲り、こゝには特に注意すべき點だけを述べやう。先づ二十八宿の名稱が古い書物に見え始めた順序を表記して見れば次の如くである。

次の表中左端の列に記せるは夫れ、右端の列の書物の中から引用した記事の想定年代である。堯典及夏小正に記せる天文事項の年代に就ては前掲藝文の拙稿中に詳論してある。洪範が周初のも

のであることは疑もない。詩は一々の年代を吟味することの煩を避けて大體の年代を記し、左傳、國語、及爾雅は戰國時代の書として大體の年代を記した。左傳は漢代の僞作であると云ふ説もあるが、其中に記載せる歳星の記事によれば、戰國時代の作であることは疑もない様である。なほこのことは他日機を得て詳論したいと思ふ十二次は爾雅に記載のものを參照のため附記したのである。月令は秦初のもの、淮南子及史記は前漢のもので年代に就ては疑がない。

この表を一見すれば、二十八宿の存在は左傳、國語、及爾雅の時代までは疑もない様であるが、なほ溯りて周初の頃を考ふるに、堯典、洪範、及夏小正に見わたるものを合すれば、二十八宿の中八つ程は記載されて居るが故に、此時代に既に二十八宿が設定されて居つたと推定するのは敢て不當でなからうと思はれる。

表の下段に記せる變遷の頂は、二十八宿の設定以後、漢代以前に變遷の形跡あるものを指摘したのである。近代の牛女虛の三宿は黃道に沿ひ、餘り著しからぬ星象であるが、これは設定當初には現在河鼓、織女、瓠瓜と稱へて居る星が夫れ々々牛女虛の宿であつたものが、或る時期に改良整理の際に黃道方面のものに變じたものと思はれる。

牛女に就ては、史記天官書には「牽牛爲犧牲、其北河鼓、河鼓大星上將、左右左右將。婺女、其北織女、織女天女孫也」とあり、明かに牽牛と河鼓、婺女と織女とを區別して居るが、爾雅には「何鼓謂之牽牛、郭註、今荆楚人呼牽牛星爲檐鼓、檐者荷也」とあり、何鼓と牽牛とは音便にて轉訛せるものとの説あり、思ふに同一物に對する同音異字の名稱を、整理の際に分離して二つの星の名となせるものであらう。織女と婺女とは、名稱も星も別物であるが、織女に關聯して婺女又は須女な

る名稱を附したるものであることは疑ふべくもない。虛は爾雅に顛頊之虛、虛也と見え、廢墟の形象を有することを意味するにも係はらず、現今の虛宿は黃道上にありて著しき星象にもあらず、又其形も何等似つかはしきことがないが、其北の方天の河の近くに現在瓠瓜と稱して居るものは、稍々人の注目を値する星象で（紀元前二千三百年堯時代の人の注目を値したであらう）廢墟の形と云へば何人も首肯し得る如き形をなして居る。思ふに當初二十八宿設定の際には成るべく著しき星象を撰みて標準點となしたるが故に、自然黃道の南北に出入し頗る不規則であつたが、天文觀象の進歩と、歳差に基く變動とのために、成るべく黃道に近き星象を採用する必要を感じ、牛女虛の如きは殊に黃道を離るゝこと大なるが故に、春秋末期乃至戰國時代頃に一度整理を試みたものであらう。なほ黃道よりの距離頗る大なるにも係はら

ず、當初設定の際に、牽牛織女瓠瓜等を二十八宿中に採用せる理由は、牽牛織女は古くから牽牛織女の物語に編成され、著しく人の注意を牽いて居つたためで、又瓠瓜は虚として堯典に記載されたがために早くから廣く知られて居つたためであらう。

井鬼の代りに狼弧を用ひて居つた疑がある。狼は黄道の南に可なり離れて居るが、光輝最も大なる星である故、或は當初の二十八宿中に採用されてあつたかも知れぬ。史記律書に記載されて居るが、この書は古き言ひ傳へを書いたものであらうと思ふ。

表の最下段には宿の名稱の字義明瞭なるもの、及び形象の著しくして紛らはしからざるものを指摘した。角亢氏房心尾は全體を合せて龍の形に見立てたもので、この形象は頗る著しく毫も疑を容るゝの餘地がない。箕及び斗も形象に疑はない。

室及壁は正方形の星象で、其東方の一邊を東壁と稱へたものである。昴は四月晨に東方に見え始めるものなる故に、參は三つ星なる故に、名づけたる名稱である。畢及び星(鳥)は赤色の星、觜及鬼は星の集團で、命名の意味は分らないが、一度命名せられたる後は紛れる恐はなからうと思はれる。

角亢氏房心尾箕斗室壁昴參に變更以前の牽牛織女虚を加へて、二十八宿中の十五までも其命名の意義が明瞭に了解し得らるゝと云ふのは大に注意すべきことで、二十八宿は支那固有のものであると云ふ説に一層の確信を與ふるものである。

二十八宿の起首が角を以て始まれる理由は、角は丁度北斗柄の方向に當つて居るがため、斗柄の方向によりて一年の季節を定めたる方法の名残りである。史記天官書に

大角者、天王帝廷、其兩旁各有三星、鼎足勾之曰攝提、攝提者、直斗杓所指、以建時節、

故曰攝提格。

とあるは北斗柄より角に移りたる経過に關する古き言ひ傳へを記したもので、大角は斗柄と角との中間にあり、黃道を去ること遠きが故に、支那では二十八宿以外であるが、印度では二十八宿中の一になつて居るのは甚だ面白いことである。

(1) Chevalier et Tsutshashi — Catalogue d'étoiles fixes observés en Chine sous l'empereur K'ien-long, 1914. Schlegel — Uranographie chinoise, 1895.

(2) 「人文」第二卷第八號拙稿牽牛織女

四、朔

第二節觀象授時法の第三項に述べたことに關聯して、なほ少しく朔と云ふ言葉の意義を考へて見やう。朔とは月の始めであることは疑もないが、月の如何なる状態の日を月の初めとし、朔と稱へて居つたかゝ問題である。今便宜上次の如くに意味を定める。

(甲) 太陽と月と東西の經度相合する日を朔と云ふ

これは近代に於ける朔の意味である。

(乙) 三月月の見はじめたる日を新月の日又は新月と稱へる。これは周書にては朏又は哉生明と稱へて居る。

今多くの古代の國々に就て見るに、支那及印度を除く外、バビロン、エデヤ、ギリシヤ等の國々にては新月を以て月の始めとして居る。支那では朔、印度では朔又は望を以て月の始めとして居つた様である。朔の月は見えず、新月は見ゆるのであるから、新月を以て月の始めとするのは自然的であるが、朔を以て月の始めとするのは、斯くせしめた理由の説明を要する。本居宣長が眞曆考に我邦の古曆を論じて

ついでに始を定むること、日次にはかゝはらず、今の二日の日にまれ、三日の日にまれ、昏に月の見ゆる日を始とせり。曆に朔とする日は、いまだ月見ぬされば、なほつもこりの未なり。から國にては、合朔といひて、月と日とまさしく一方に會て、いさ、かも月の光の見ゆる日を朔とすはすめ

れど、皇國の古は然らず、ついでには、月立の意にて、月のそらに立て見ゆるをいふなり、立とは空に見ゆるをいふ云々

と云へるは面白い。

支那の古代に於て(甲)の意味の朔を以て月の始としたのは何時頃よりなるか。朔に對しては、説文に月一日始蘇也、白虎通に朔之言蘇也、明消更生、故言朔とあり、晦に對しては、説文に月盡也、釋名に晦灰也、火死爲灰、月光盡似之也とあり、是等だけから見れば、朔は新月を意味するかの如くにも見ゆるが、これは漢時代の考へ方にて陰の極の時既に一陽萌し居るものと考ふるがために、必ずしも光が現實に見始めたのを蘇と云ふて居るのではない。確實なる證據は春秋にある日蝕の記事である。三十六日蝕中不明なるものを除き、朔に於て蝕せるもの二十六晦に於て蝕せるもの三なるを以て見れば、當時の曆法は(甲)の意味の朔を月の始として居つたことは明かである。な

ほ朔りては詩小雅に十月之交、朔日辛卯、日有食之とあるから紀元前八百年頃にも亦同様であつたことが知れる。

辰といふ字は古代に於て既に種々の意味を有して居つたが、其原始的の意義は、民に時の早晚を知らしむるために觀測する主もなる天體と云ふことである。故に第二節第一項第二項により、火、參、北斗は皆大辰と云はれて居るが、左傳昭公七年の條に

對曰、日月之會、是謂辰、故以配日

とあるに依て見れば、日月之會即ち朔に於ける月の位置を以て辰となし、季節を定むる標準物としたことは明かである。朔に於ける觀測を標準とし、朔を重んずるの風はこの理由に依て生じたものであらう。論語に

子貢欲去告朔之餼羊、子曰、賜也、汝愛其羊、我愛其禮

とあるに依て見れば、朔を重んずるの風は其由來可なり古い様に見ゆる。

朔といふ字は、古文朔、月に从ひ朔に从ふ、會意の字で、月に關する意味と、逆退の意味とを有して居る。マを附したる朔の字は朔又は泝に同じく、現に逆流して上ると云ふ意味に用ひられて居る。これに依て見れば、朔の原始的意味は新月より逆に溯りたる位置と云ふ意味で、二十八宿設定と關聯して、従前の新月月始を逆退せしめたことを示して居ると思はれる。

以上の如き見解によれば、(甲)の意味に用ひたる朔を追跡すれば、従つて又二十八宿の存在を追跡することになる筈で、朔の字の研究は二十八宿の起原に關し甚だ重き意味を有することになるのであるが、周以前のことに關しては、不幸にして予は未だ存否何れとも判断を下し得ない。

第一、周以前の書に(甲)の意味の朔の字の見ゆる

ものは

大禹謨

正月朔旦、受命于神宗。

胤征

乃季秋月朔、辰弗集于房。

大甲

惟三祀、十有二月朔。

であるが、是等は就れも僞古文と稱せらるゝもので、確實なる議論の材料とすることが出来ない。胤征の中辰弗集于房の句は左傳に見えて居るが故に、秦火以前の眞夏書中にあつたものと思はるるが、今當面の問題なる乃季秋月朔の句に關してはやはり證據がない。又羅振玉氏の殷虛書契中にも朔の字は見えない。

反之、周書康誥召誥等には、臚、既望、哉生魄等の言葉にて時日を記して居るを以て見れば、周初頃にはまだ新月月始なりしに非ずやと疑はるるのである。

第二、朔の字には又北と云ふ意味があり、古きものには

堯典 宅朔方、曰幽都、平在朔易。舜典 二月東巡守中略十有一月、朔巡守、至干北岳。洛誥 我卜河朔黎水。詩出車 城彼朔方。

等がある。是等の朔は北方を意味することは疑もないが、何故に朔は北を意味するか、朔の字は轉用にて後に至りて改めたるものか、若し然らずと

すれば、月の朔と北と如何なる關係あるか。堯典の傳に北稱朔、疏に朔北方也、舍人曰、朔盡也、北方萬物盡、故言朔也とあるが、頗る無理な解釋で首肯し難い。今強て一説を提出すれば、堯舜時代よりも以前に、黄河が北より南に流るる邊にて下流地方のものが上流地方を指して朔と稱し、後に至りて一般に北方を朔と稱するに至りたるに非ざる乎。若し斯く解釋すれば、(甲)の意味の朔も、從つて又二十八宿の存在も堯舜以前まで溯ることになるであらう。

文字の字義及其起原の詮索からのみ論究すれば

動もすれば危険なる結論に陥ることが尠くない。況んや文字の學に闇き予の如きものに於ては猶更である。ここにはただ疑問の一端を提出して敢て大方の高教を待つ。

(一)藝文第四年第七號拙稿長と他

(二)朱駿聲—說文通訓定聲

五、印度、アラビヤ、及其他に於ける

二十八宿

印度古代の天文事項殊に二十八宿に關せることを記せるものには次の如きものがある。

(一)摩登伽經。(二)舍頭諫太子二十八宿經

(三)大集經 月藏分第十二星宿攝受品第十八

(四)宿曜經

古歷書には

(五)Varaha Mihira—Panchasiddhantika(曆法大成)英譯

又吠陀の古典中にある天文事項に關しては一八六

○年の伯林大學論文集集中

(六) Weber—Vedische Nachrichten von den
Naxatra,

なる研究がある。(一)(二)は原來同一の經文であるが、時代を異にし、傳來を異にせる異本から別々に支那に翻譯したもので、相互の間に可なりの出入がある。(一)は呉に(二)は西晋の時代に譯されて居る。原本は紀元後二世紀頃のものであらう。(三)は南北朝の時代に譯されて居る。原本の時代は不明。當面の材料としては二十八宿の名が列擧されて居るのみ。其の順序に就ては問題があるが他日に譲ることとする。(四)は唐代に譯されたもの、原本は七八世紀より以前のものであらうが、西洋起原の分子甚だ多く、古代印度固有のものも吟味するに適しない。(五)は紀元後五世紀頃に其頃まで傳つて居た五種の曆法を集めて大成したものである。明かに西洋起原のものが大部分である

が、其一部は印度固有のものである。ただ一つ注意すべきことは、此時代にはナクシャトラ(宿)の數は二十七にして黄道を等分したものを用ひて居ることである。(六)は精細なる研究の大論文であるが、要するにピオーの二十八宿支那起原説を駁したもので、主として印度の二十八宿が昂を以て始まれることに重きを置き、其理由は昂が春分點なりし時代に設定されたためであるとし、同様に支那の二十八宿は角が秋分點なりし時代に設定されたものなりとし、推算によりて印度の方が支那より千餘年も古いと論斷したものである。

摩登伽經の中には種々の天文事項が記載してある。精細に研究すれば發明する所が尠くないであらうと思はれる。ここには先づ其大體に於て注意すべきことを述ぶるに止むるが、多くの事項の中には明かに西洋傳來のものもある。七曜の順序を日、月、熒惑、辰星、歲星、太白、鎮星となせる

はそれである。十九年七閏の法は西洋傳來か、支那起原か判らぬ。五年再閏のこと、分野のこと、春分を二月とすること、日中の影の長さを測ること、二十八宿のことは支那と共通である。殊に面白いのは、十二寸の表を樹てて、各季節に應ずる日中の影の長さを記せるものがあるが、是等の影の長さから容易に其觀測地點の緯度を推算するこ

（表の高さ） （十二寸）	影の長さ	推算緯度
六月中旬	5寸	43°
七月同	8	46
八月同 (晝夜等分)	13	47
九月同	15	39
十月同	18	36
十一月同	21	37
十二月同	18	36
一月同	15	40
二月同 (晝夜等分)	13	47
三月同	10	51
四月同	7	50
五月同	4	42
	平均	43°

とが出来たる筈である。試に推算せる結果は右表の

如くで、十二の均の値は緯度四十三度となる。勿論粗雑なる影の長さの記事から推算したものであるから精確なることを期待することは出来ないが十二の平均であるから可なりの程度に信用すべきものであらう。北緯四十三度は印度の國內にはない、緯度を以て云へば古の月氏國、ソグヂヤナのサマルカンド邊が丁度これに當る。此事實に依て見れば、摩登伽經にある天文事項の少くとも一部分は、印度固有のものに非ずして、中央アジアにて北緯四十三度内外の某地點に於て觀測して得たる智識に基いて居ると云はなければならぬ。

摩登伽經に記載せるナクシャトラ(宿)の記事によりて、二十七乃至二十八ナクシャトラに相當する星宿を認定することが出来る。次にギンツエルが製作したる圖の略圖を掲げて、支那と印度の二十八宿の異同を示し、及び支那、印度、アラビヤの名稱對照表を掲げる。

Chinese "Siu"	Indian "Nakshatra"	Arabian "Manzil"
1 角	(12) chitrâ	(14) as-simâk
2 亢	(13) svâti	(15) al-ghafr
3 氐	(14) visâkhâ	(16) az-zubânay
4 房	(15) anurâdhâ	(17) al-iklîl
5 心	(16) jyeshthâ(?)	(18) al-kalb
6 尾	(17) mûlam	(19) as-shula
7 箕	(18) pûrva-shâdhâs	(20) an-na'ajim
8 斗	(19) uttara-shâdhâs	(21) al-baldâh
9 牛	(20) abhijit	(22) sa'd ad-dabih
10 女	(21) śravana	(23) sa'd bula'
11 虛	(22) śravishthâ	(24) sa'd as-su'ud
12 危	(23) śatabhishaj(?)	(25) sa'd al-ahbija
13 室	(24) purva-bhâdra- padâs	(26) al-fargh al-awwal
14 壁	(25) uttara-bhâdra- padâs	(27) al-fargh-altani
15 奎	(26) revatî	(28) batn al-hut
16 婁	(27) âśvini	(1) as-saratani
17 胃	(28) bharanî	(2) al-butain
18 昴	(1) krittikâ	(3) at-turaija
19 畢	(2) rohinî	(4) al-dabaran
20 觜	(3) mrigaśiras	(5) al-hak'a
21 參	(4) ârdrâ	(6) al-han'a
22 井	(5) punarvasu	(7) al-dira'u
23 鬼	(6) pushya	(8) an-natra
24 柳	(7) âśleshâ	(9) at-tarf
25 星	(8) maghâ	(10) al-gabha
26 張	(9) pûrva-phâlgunî	(11) az-zubra
27 翼	(10) uttra-phâlgunî	(12) as-sarfa
28 軫	(11) hastâ	(13) al'awwa

にする時は織女(二十)を省くこと

(五) バビロンにて「星の中の星」として主もなる

観象標準物なりしと云はるるカペラを含まざること

(六) 名稱の意義は、殆ど全部今日より解釋することを得ざること

是等の事實は孰れも二十八宿の傳來に關して重要な暗示を與ふるもので、實に本論の骨子である。大角、織女、牽牛、瓠瓜等は孰れも黃道を距ること可なり大なる故、何等か特別の理由がなければ二十八宿中に採用さるべき筈のものではない。是れ等は支那に於てならば第三節に述べたる如く、歴史的に採用さるべき理由が存在して居るのである。(三)の順序轉倒は歲差の現象のために自然に生じた結果で、織女を先きにしたる方は、牽牛を先きにしたるものより後世的なることを示して居る。(四)は織女と牽牛とは其相距甚だ小なる故、

二つ存在せしむる必要なし、黃道を距ること遠き方を省きたるものなるべし。(五)は(一)(二)と對照すれば、非バビロン起原説の一の強味なるべく(六)は第三節と對照すれば支那起原説に一層の強味を與ふるものである。なほ更に一步を進めて、大角の印度名 शुक्र は大角の別名攝提の轉訛したるものと見ることを得ざるか、興味ある問題である。

ウエーバーは

(七) 昴を起首とせること

に重きを置き、印度の二十八宿は昴が春分点なりし時に設定されたものなることを示すと云ふて居るが、これは二十八宿と十二宮とを混同し、西洋にて春分点を十二宮の起首としたる考をそのまま印度に當辨めたもので、無理な解釋である。支那起原説にて説明すれば、堯典に日短星昴、以正仲冬とある如く、昴は冬至の中星であるが、印度の

二十八宿は支那にて冬至を年の始めとせんとし始
めたる頃(春秋中頃)に支那を出發して印度に傳は
りたるものとすれば、了解することが出来ると思
ふ。

も一つ面白いことは

(八)二十八宿を東西南北の四方に配布する順序

が支那と反對なること

である。昴より始めて第七までを東方とし、第八
より第十四までを南方とし、第十五より第二十
一を西方、第二十二より第二十八までを北方とし
て居る。即ち東南西北の順で、支那の東北西南に比
して逆轉である。支那で二十八宿を四陸に配布し
たのは春秋中頃であらうと思ふ。

ペルシャ及アラビヤの二十八宿に關しては、^(三)ホ
ンメル及ウエーバーの研究があるが、大体に於て
印度の二十八宿に比し二宿だけ數へ方が進んで居
るのである。なほウエーバーによれば、ペルシャ

の二十八宿も古い頃は印度と同じく昴を起首にし
て居つたらしいと云ふことである。

バビロンの天文は非常に古い時代から發達して
居つたことは疑もない様であるので、従つて二十
八宿の起原もバビロンなるべしと推測され、古き
バビロンに於ける二十八宿の存在は早くから期待
されては居たが、今日に至るまで其確証は未だ一
つも發見されない。^(五)ギンツエル、^(六)ゼレミアス等に
よれば、紀元前一七〇乃至七〇〇年代のものと
推定さるる境界標石にて其面に十二宮の形象を記
載せるもの十四個ほど現存して居り、十二宮のこ
とを記せるダブレットは紀元前九世紀までのもの
がある。紀元前一二二及一〇〇年のダブレットに
は四十個の星の名を記せるものあり、エツピング
は其の中に二十八個の標準点あるが如しと云へど
それは單に想像に過ぎない。ホンメル(一八九一
年)は VRA6 なるダブレットに十六個の星の名を

記せるものありと云へど、これは二十四個の星の名を記せるものの一部分ならんと云はれて居る。

ゼレミアス(一九一二)は CXXXIII,4 なるタブレツトに十五個の星の名を記せるものを發見し

月の軌道に沿へる星

昴、畢、參、馘者、ヘルセウス、雙子、蟹、獅子、……天秤、蝸、射手、……水瓶、魚尾、北魚、……牡羊、

とあるを以て、二十八宿の存在の記録が始めて實現されたと云ふて居るが、しかし空席の廣さから推察すれば、それを充たしたる時の全數は二十四なるべく、到底二十七若くは二十八にはなり得ないと云ふて居る。單に「月の軌道に沿へる星」とあるだけで、支那印度の二十八宿と同様のものとするのは速斷である。

バビロンにては、十二宮及び其南北にそれを二倍し三倍して、二十四、三十六の星を列記せるも

のは從來も度々發見されたが、二十七乃至二十八の二十八宿區分法は今日に至るまで未だ發見されない。

- (一) Ginzel — Das Alter der babylonischen Astronomie.
- (二) Sayce — The Babylonian Astronomy, M.N. R. A. S. 39, 40. 1879, 1880.
- (三) Hommel — Ueber den Ursprung und das Alter der arabischen Sternnamen und insbesondere der Mondstationen, Z. D. M. G. 45, 1891.
- (四) Weber — Ueber alt-iranische Sternnamen, Berl. Sitzber. 1888
- (五) Ginzel — Loc. cit.
- (六) Jeremias — Altorientalische Geisteskultur, 1913.

六、相互比較

二十八宿の起原地に就ては、ピオー(一八四〇)は支那起原説を唱へ、ウエーバー(一八六〇)は之を駁して印度起原説を唱へ、ホンメル(一八九一)

はバビロン起原説を唱へ、後に至りてウエーバー(四)(一八九四)も亦バビロン説に傾き、曆法學の大家ギンツェル(五)も亦バビロン説を採つて居るので、今日學界の大勢はバビロン起原説であると云ふて宜しい。バビロンに二十八宿區分法が存在して居つたと云ふ証據は今日に至るまで少しも發見されて居らぬにも係はらず、バビロンを以て二十八宿區分法の發祥地とし、古き時代に印度支那等に傳つたものであると云ふのである。

今日まで二十八宿の起原及傳來を論じたる是等の學者の凡てを通じて陥つて居る一の重大なる誤解がある。それは十二宮と二十八宿の根本の意義若くは設定の動機を混同し、其差異を充分によく了解して居らぬと思はるることである。支那起原説を採れるピオーすらも、支那の二十八宿は堯の時に二十四宿を設定し、後ち周公が四宿を追加して二十八宿となせるものであると云ふて居るのは

バビロン起原説を採れる人々が、バビロンには古くから十二宮あり、その二倍三倍なる二十四、三十六の星の名の表もある故、二十八宿は自然それ等の間から發生せるものならんと云ふて居るのと全く同様の誤解に基いて居る。

十二宮は各季節に應ずる太陽の所在を指示せんがために黃道を十二に等分せるもの、二十八宿は恒星に對する月の運動を追跡して朔に於ける太陽の所在を推定せんがために、著しき星を目印として設けたる二十八個の標準點である。二十八宿の後十二等分法が發達することは誠に自然であるが十二等分法の發達したる後に不等なる二十七乃至二十八區分法が生ずることは不自然である。

以上の理由だけでもバビロン説を排するに充分であるが、なほ其上に、バビロンには今日まで兎に角何等の形跡も發見されざること、印度の二十八宿中に大角、牽牛、織女、瓠瓜等を含むにも係

はらずカペラを含まざること等も非バビロン説の有力なる論據であらう。

アラビヤ、ペルシヤの二十八宿が印度の二十八宿よりも後世的のものであることは云ふまでもない。思ふに印度から西漸したものであらう。

印度と支那の比較に就ては、既に第三節及第五節に述べたことに依つて自ら明かである。

- (一) Biot — Journ. des savants, 1840
- (二) Weber — Die Vedische Nachrichten von den Naxatra, 1860

(三) Hommel — Loc. cit.

(四) Weber — Vedische Beilage, Berl. Sitzber., 1894

(五) Ginzell — Loc. cit.

七、 結 論

上來論述せる所により、二十八宿の起原及傳來に關し次の如く結論することが出来る。

(一) 支那に於ける二十八宿の存在は周初まで追跡

することが出来る。

(二) 朔の研究はなほ一層の証據を興ふるかも知れない。

(三) バビロンに於ける二十八宿の存在は今日までまだ確証がない。

(四) 十二宮と二十八宿とは全く異なりたる目的のために設定されたものである。

(五) 印度の二十八宿は支那の二十八宿の始まりの状態に相當して居る。

(六) 二十八宿の發祥地は古代に於て北斗を主なる觀象標準物としたる地方でなければならぬ

七) 二十八宿の發祥地は古代に於て牽牛織女の傳説があつた地方であらう。

(八) 印度に輸入さるる前に北緯四十三度内外の地方に暫時停滞して居つた形跡がある。

(九) 二十八宿を四陸に配當するのが支那と印度と異なつて居る。

(十) 以上を總括すれば

二十八宿は支那に於て周初又はそれ以前に設定され、春秋中期に支那を出發し、中央アジアを経由して印度に傳はり、更にペルシヤ、アラビヤ方面に傳つたものである。

叢 說

中學校に於ける歴史科の沿革並に其教育的價值に就て

文學博士 小 西 重 直

一、獨逸及日本に於ける歴史教授の沿革

立論の順序として最初に先づ中學校に於ける歴史

科教授の沿革の大體を述べ次に其教育的價值に就て私見を論述して見やうと思ふ。沿革の方面では西洋の代表者として獨逸の人文中學に於ける狀況の一般を述べ聊か日本のと對照の材料に供したいと思ふのである。

獨逸の中學に於ては中世紀にありては一般の教育が宗教的であり、且又歴史の學術的研究も十分發達しなかつた爲めか、聖書の創世記や、希臘羅馬時代の斷法的史談や、帝王や法王などの年代記の様なものも教授するに止り、中世紀の末頃には都市の發達に伴ひ其年代記などをも教授して居つた様であるが未だ歴史科といふ獨立の教科目はなく宗教や言語の教授に於て取り扱はれて居つたのである。十五世紀の末より十六世紀の初めにかけての人文主義者は古典の研究上歴史研究の必要を感じ、フツテンの如きは歴史の研究上獨逸民族の統一にも着眼し、ウキンフヘリングは千五百〇五年